

# 宇部市コミュニティ広場設置整備資金助成要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、地区及び自治会に対し、コミュニティ広場の設置資金の助成を行い、もって地域コミュニティ活動の推進を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地区及び自治会 市内において、一定の区域に居住する者により結成された住民自治組織で、かつ1年以上継続して組織されている団体。また、複数の自治会が共同してコミュニティ広場を管理、利用する場合も該当するものとする。

(2) コミュニティ広場 地域住民のふれあい等コミュニティづくりの場として5年以上使用できるものとする。

## (補助の対象事業)

第3条 この要綱による補助の対象となる事業は、コミュニティ広場の設置整備とする。

## (補助)

第4条 市長は、申込者（地区及び自治会の代表者とする、以下同じ）がこの要綱に基づきコミュニティ広場の設置整備をする場合、補助金を交付することができる。

## (補助金の額)

第5条 補助金の額は、1件30万円を超える工事について、その経費の35%に相当する額の範囲内とし、最高限度額は150万円とする。但し、交付については、1広場につき5年の範囲内に1件までとする。

## (補助金の申請)

第6条 申込者は、補助金の交付を申請するときは、コミュニティ広場設置整備資金補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 工事見積書（写）
- (2) 平面図（写）
- (3) 資金計画書
- (4) コミュニティ広場設置に関する自治会の議事録（当該議事が記録されていない場合は会員の総意を証する書類）
- (5) 当該土地の登記簿謄本又は地権者の同意書
- (6) 地区及び自治会の会則

- (7) 位置図
- (8) その他、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理し、内容を審査の上、補助金の交付について決定したときは、コミュニティ広場設置整備資金補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

(補助金交付の決定変更申請)

第8条 申込者は、第6条に基づく申請と、実際の工事金額等に変更があったときは、コミュニティ広場設置整備資金補助金交付決定変更申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定変更、通知)

第9条 市長は、前条の申請書を受理し、内容を審査の上、補助金交付の決定を変更したときは、コミュニティ広場設置整備補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により、申込者に通知するものとする。

(補助金交付に係る事業完了報告)

第10条 第7条もしくは第9条により決定を受けた申込者は、助成対象事業終了後速やかに、コミュニティ広場設置整備工事完了報告書（様式第5号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事内訳書（写）
- (2) 工事請負契約書（写）
- (3) 請求書（写）
- (4) 広場の写真

(補助金の請求)

第11条 この要綱に基づく助成の決定を受けた申込者は、前条に基づく完了報告書を提出し、市の検査終了後、コミュニティ広場設置整備資金補助金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定により適正な請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(調査及び報告)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、申込者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

(決定の取り消し、返還)

第14条 市長は、申込者等が不正な方法により、補助金の交付を受けたことが明らかになったときは、当該決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(その他の事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。